

組合速報 コロナ第21報

2021年9月1日(水) 16時
静岡県消防設備保守点検業
協同組合(理事長 西川和宏)

国の情報は「内閣官房広報室HP」から!

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

静岡県内の情報は「静岡県HP」から!

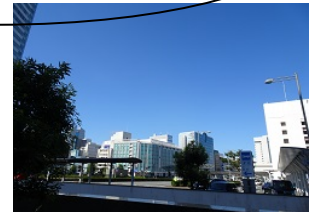
<http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19.html>

組合員及び組合関係各位

1 静岡県に緊急事態宣言が発令された!

- 令和3年8月17日(火)、政府は新型コロナウイルス感染症対策本部の会議で、静岡県等に対し特措法に基づく緊急事態宣言を「8月20日(金)~9月12日(日)」の間、発令することを決定しました。

現在、緊急事態宣言が県内に発令されています。今回は、①その概要、②感染者・濃厚接触者が会社内等で出た場合の対応、この2点を整理しました。参考にしてください。



雲一つない青空 (JR静岡駅周辺)

① 緊急事態宣言の概要は?

→ 緊急事態宣言が発令された場合に可能になる事項 <参考-1>

- 静岡県公式HP「緊急事態宣言下の静岡県で行われること」は、次のとおりです。

- 1 県民への要請・・・ 外出自粛要請、県境をまたぐ移動制限、「密」の回避、会話や歌唱の際の注意、飲食の際の注意、飲食店等での対策
- 2 事業者等への要請・・・ 飲食店事業者への要請、飲食店以外の施設への要請、催物(イベント)の開催制限等、公立文化施設等への要請、事業所、医療・福祉施設等での対策、学校教育活動での対策、クラスター発生の抑制
- 3 その他・・・ 医療提供体制及び療養体制の充実・強化、ワクチン接種の推進、経済雇用対策、誹謗中傷等の根絶に向けた呼びかけ

別添; 京都府資料「職場・事業所向け感染した場合の対応」2010.12月

② 感染者・濃厚接触者が出たら?

- 1 感染者・濃厚接触者が出た場合; **社員等が感染した場合の対応 <参考-2>**

- 2 業種別ガイドライン; 業務が類似の業種等が参考になります。

<公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会>

https://www.j-bma.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/0529_COVID-19_guideline.pdf

<一般社団法人 全国警備業協会 >

http://www.ajssa.or.jp/wp-content/uploads/2021/01/covid19_guideline.pdf

- 3 個人; 3原則(人との距離を確保/2m、マスク着用、手洗い徹底), 移動に関する対策
- 4 生活様式; 3原則+ 換気、3密(密集・密接・密閉)回避、まめな体温・健康チェック
咳エチケット、発熱・風邪の症状がある場合は無理せず自宅療養

<定義> 緊急事態宣言(新型コロナウイルス感染症)

全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び経済に甚大な影響を及ぼし、又はその恐れがあるものとして政令で定める要件に該当する事態となった場合、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府対策本部長(内閣総理大臣)が発令。緊急事態宣言が発令された場合、営業の休止、営業時間の変更等の要請、要請に応じない場合の命令、命令違反への過料等が可能になる。

参考-1 緊急事態宣言が発令された場合に可能になる事項

「緊急事態宣言」と「まん延防止等重点措置」

2021. 2/10(水) 19:25 配信

資料・画像制作：Yahoo! JAPAN

	緊急事態宣言	まん延防止等重点措置
対象地域	都道府県	都道府県内の区域 (区域は知事が指定)
発出の目安	「ステージ4」で発出が視野に	基本的に「ステージ3」を想定
期間	2年以内 (計1年を超えない範囲で延長可)	6か月以内 (何回でも延長可)
時短や休業対応	「時短」「休業」ともに 要請と命令が可能	「時短」のみ要請と命令が可能 (休業要請はできない)
命令違反の罰則	30万円以下の過料	20万円以下の過料
国会報告	義務付け (発出、期間延長、区域変更時)	付帯決議に「速やかに報告」と記載 (法的拘束力はなし)

新型コロナウイルス対策の特別措置法（特措法）改正案が成立し、令和3年2月13日から施行されました。改正案では、「緊急事態宣言」下の営業時間短縮要請等に応じなかった場合の罰則が設けられるとともに、「まん延防止等重点措置」という新制度も創設されました。上表の「ステージ4」と「ステージ3」は、コロナ分科会が令和2年8月25日に示した新指標をいいます。

1 発出の目安は？

次ページ・下段

2021. 4. 15分から新指標へ移行

まん延防止等重点措置とは、基本的には感染者が急増している局面で、緊急事態宣言を出す状況（感染爆発）に至らないよう、予防的に地域を絞って集中的な対策を行うためのものです。

発出の目安としては、政府の新型コロナ対策分科会が提示した4段階の「ステージ」指標をもとに、感染や医療提供の状況などを踏まえて判断します。緊急事態宣言がステージ4の段階で発出が視野に入るのに対し、まん延防止等重点措置はステージ3の水準で発出することが想定されています。

2 対象地域や期間は？

発出するのは、緊急事態宣言と同じく首相です。ただ、緊急事態宣言の対象地域が都道府県単位であるのに対し、まん延防止等重点措置では都道府県内の特定の区域を想定しており、対象となるエリアや業態は都道府県知事が指定して対策を行います。期間について、宣言は2年以内となっていますが、合計1年を超えない範囲で複数回延長することができます。一方、重点措置は1回あたり6か月以内が基本で、何回でも延長は可能です。

3 罰則規定は？

特措法改正では「罰則」規定が盛り込まれたことが注目されました。

この罰則は、緊急事態宣言だけではなく、まん延防止等重点措置においても適用されます。具体的には飲食店などの事業者が、都道府県知事から出る時短要請などに「正当な理由なく」応じなかった場合です。ただ「要請」に応じなかったらすぐに罰則が適用されるわけではありません。

要請の次に知事は「命令」を出します。この命令に違反した場合に「過料」が科されることとなります。緊急事態宣言における命令違反は「30万円以下」、まん延防止等重点措置における命令違反は「20万円以下」の過料がそれぞれ科されます。

4 要請できる内容は？

要請・命令ができる対策にも違いがあります。緊急事態宣言では、時短要請のほかに休業要請も可能で、外出自粛も要請できます。しかし、まん延防止等重点措置では、時短要請はできるものの、休業要請や全面的な外出自粛要請はできないとされています。

5 国会報告は？

まん延防止等重点措置では、国会での法案採決の際に付帯決議が議決され「国会に速やかに報告する」旨が記載されました。この付帯決議には法的拘束力はありません。緊急事態宣言については、発出時や期間延長、区域の変更の際に国会に報告することが法律に明記されています。

NHKオンライン・ニュース「特設サイト 新型コロナウイルス」

2021.8.27 (金) 15:00

★ 5つの指標 <2021年4月15日分から新指標に移行>

政府の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」は、感染状況を示す4つのステージのうちどのステージにあるか判断するための新たな指標を示し、「医療のひっ迫具合」「療養者数」「PCR検査の陽性率」「新規感染者数」「感染経路が不明な人の割合」の5つに見直しました。

このうち「医療のひっ迫具合」は、「病床使用率」「入院率」「重症者用病床の使用率」の3つの項目があります。

感染状況の4段階					5つの指標			
ステージ1	感染ゼロ散発段階		感染者が散発的に発生					
ステージ2	感染漸増段階		感染者が徐々に増加 医療提供体制への負荷が蓄積					
ステージ3	感染急増段階		感染者数が急増 医療提供体制に支障					
ステージ4	感染爆発段階		爆発的な感染拡大が起き 医療提供体制が機能不全に					
医療提供体制などの負荷				監視体制	新規感染者数			
医療のひっ迫具合				PCR陽性率	10万人あたりの新規報告数	感染経路不明割合		
入院者	入院率	重症者	10万人あたりの療養者数					
ステージ3の指標	20%以上	40%以下	20%以上	20人以上	5%以上	1週間で15人以上	50%以上	
ステージ4の指標	50%以上	25%以下	50%以上	30人以上	10%以上	1週間で25人以上		

8月25日時点	① 病床使用率 (%)	① 入院率 (%)	① 重症使用率 (%)	② 療養者数 (人)	③ 陽性率 (%)	④ 新規報告数 (人)	⑤ 経路不明 (%)
北海道	44	17	13	96	10.2	69	44
東京都	64	10	95	297	20.7	225	60
神奈川県	94	10	100	191	37.0	188	68
山梨県	79		13	88	9.5	73	50
静岡県	64	7	54	153	17.6	107	34
愛知県	46		24	160	12.0	129	58
大阪府	68	9	42	264	13.9	188	68
兵庫県	68	11	46	136	25.2	124	55
沖縄県	91	11	78	464	15.9	318	57

令和3年8月26日更新

- ※ 内閣官房がまとめたデータより作成。
- ※ 「入院率」について、政府の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」は、一定の場合には適用しないとしている（この場合は非表示）。
- ※ 病床使用率については、自治体の中にはすぐに受け入れることができる「即応病床数」を元に、国とは異なる値を公表しているところもある。
- ※ 東京都は、国に報告する重症患者用の確保病床数について、2月25日から、都の基準に基づく病床数ではなく、国の基準に基づく病床数に変更した。
- ※ 「病床使用率」や「重症者の病床使用率」等の一部数字は、小数点以下第1位まで表示。

★ 「緊急事態宣言」と「まん延防止等重点措置」の発令状況

ア 緊急事態宣言（令和3年8月27日現在／内閣官房） 21都道府県

5.23(日)～9.12(日)	沖縄
7.12(月)～9.12(日)	東京都
8.2(月)～9.12(日)	埼玉、千葉、神奈川、大阪府
8.20(金)～9.12(日)	茨城、栃木、群馬、静岡県、京都府、兵庫、福岡
8.27(金)～9.12(日)	北海道、宮城、岐阜、愛知、三重、滋賀、岡山、広島

イ まん延防止等重点措置（令和3年8月27日現在／内閣官房） 12県

8.2(月)～9.12(日)	石川
8.8(月)～9.12(日)	福島、熊本
8.20(金)～9.12(日)	富山、山梨、香川、愛媛、鹿児島
8.27(金)～9.12(日)	高知、佐賀、長崎、宮崎

資料出所：首相官邸HP「新型コロナウイルス感染症対策情報」

〔 京都府が作成した、新型コロナウイルス感染症「事業所用マニュアル(ひな形)」に静岡県が公表した「静岡県発熱等受信相談センター」一覧を貼り付けた資料です。 〕

府内事業所の従業員に新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者が発生した際の対応及び事業継続に関するマニュアル(雛形)

<令和2年3月27日版>

これは、農林水産省「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」を元に、業種を問わず汎用的に活用できるように京都府がリバイスした「事業所用マニュアル」の雛形です。各事業所におかれましては、実情に合わせて追記・修正するなどしてご活用ください。

1 従業員の感染予防策の徹底

(1) 従業員に、次に掲げる自己管理及び速やかな報告を要請する。

- ア 体温の測定と記録
- イ 発熱などの症状がある場合には、所属長への連絡及び自宅待機
- ウ 以下のいずれかに該当する場合には、所属長への連絡及び新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(※)への問い合わせ
 - (ア) 体温 37.5 度以上の熱が 4 日以上継続した場合(解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む)
 - (イ) 強いだるさや息苦しさがある場合
 - (ウ) 基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など))がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱、強いだるさや息苦しさ 2 日程度続く場合
- エ 新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等についての所属長への速やかな報告

(2) 事業所内において、次に掲げる感染予防策を徹底する。

- ア 出勤時、トイレ使用后、製造加工施設・売場等への入場時には手洗い、手指の消毒
- イ 常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用すること。マスクの確保が困難で着用できない場合には 2 メートルを目安として適切な距離を保つこと。また、マスクがない時に咳をする場合にはティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆すること。
- ウ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃

※ 新型コロナウイルス感染症専用相談窓口 電話番号一覧

静岡県HPから転載

お住いの市町	発熱等の症状があり、受診にお困りの場合の相談先	
	平日 8:30~17:15	左記以外(土日祝日含む)
静岡市・浜松市以外 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町／熱海市、伊東市／沼津市、三島市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町／御殿場市、小山町／富士市、富士宮市／島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町／磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、湖西市、森町／	静岡県発熱等 受信相談センター ☎ 050-5371-0561 ☎ 050-5371-0562 FAX 054-281-7702	静岡県発熱等 受信相談センター ☎ 050-5371-0561 FAX 054-281-7702
静岡市	静岡市保健所 ☎ 054-249-2221	
浜松市	浜松市保健所 ☎ 0120-368-567	

2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

(1) 感染者発生 の把握、報告及び周知

ア 感染者が確認された場合には、事業所の所在地を所管する保健所に報告し、対応について指導を受ける。また、従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策を改めて周知徹底する。

(2) 濃厚接触者の確定及び対応

ア 保健所の調査に協力し、感染拡大防止のため、速やかに濃厚接触者と見込まれる者を自宅に待機させる。

イ 保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、必要に応じPCR検査（行政検査）の受検あるいは感染者との最終接触から14日間の健康観察を行う必要があることから、保健所の指示に従う。

ウ 濃厚接触者と確定された従業員に対し、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡してPCR検査（行政検査）を受検するよう促し速やかにその結果を報告させる。

「濃厚接触者」とは、「患者(確定)」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当するもの

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する。）

＜「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）
（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年2月27日版）」＞

3 施設設備等の消毒

(1) 保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（執務室、製造加工施設、倉庫、売場等）の消毒を行う。

(2) 消毒は保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要する場合には、感染者が勤務した区域のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70%））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を行う。

食品等取扱い事業者については、製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い等の一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は、操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません。

4 業務の継続

(1) 重要業務の継続

ア 感染者及び濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手消毒液等）等を把握する。

イ 重要業務継続のため、在宅勤務体制・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成する。

(2) その他必要なことは別途定める。

(参考)

- ・ 農林水産省「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」

URL：https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html

社員や職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について

令和2年 12 月

1 社員等の感染が判明したら

感染した社員や職員(以下、「社員等」という。)は、居住地を管轄する保健所の入院措置等の指示に従ってください。

職場や事業所(以下、「職場等」という。)は、必要に応じて、以下に記載されている内容を実施してください。

2 濃厚接触者及び接触者のリストアップ

職場等は、感染した社員等と濃厚接触がある方及びそれ以外の接触のある方をリストアップして下さい。

○濃厚接触者等は、保健所が総合的に判断し決定します。

<濃厚接触者の定義>

「濃厚接触者」とは、感染者の感染の可能性がある期間(発症の2日前から入院または自宅等での療養の開始までの期間)に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・感染者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・感染者の気道分泌液もしくは体液等のウイルスに直接触れた可能性が高い者
- ・マスクなど適切な感染防護無しに感染者を看護若しくは介護していた者
- ・その他:手で触れる距離(目安1メートル)で、必要な感染予防策なしで、感染者と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

※国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」参考

■濃厚接触者の対象例

<感染した社員等がマスクをしていた場合>

- ・自身がマスクをせずに対面で(基本的には1メートル以内で15分以上)会話した職場等の同僚、利用者、取引先の方等

<感染した社員等がマスクをしていなかった場合>

- ・自身がマスクをして対面で(基本的には1メートル以内で15分以上)会話した方等

※感染した社員等も接触者もマスクをせず会話した場合は、距離・時間に関係なく濃厚接触者と判断される場合があります。

■接触者の対象例(濃厚接触者とならないケース)

- ・対面で会話等をした際に、感染者及び自身がマスクをしていた方
- ・短時間同じ空間にいたが、感染者との接触がない方

※一般社団法人日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」参考

3 濃厚接触者及び接触者の健康観察(14日間)

- ・濃厚接触者はPCR検査を受けていただきます。
- ・濃厚接触者は、検査結果が陰性の場合でも、感染した社員等と、感染の可能性がある期間(発症の2日前から入院または自宅等での療養の開始までの期間)に接触した最終日から14日間は健康観察をお願いします。また、健康観察が必要な期間は出勤せず、不要不急の

- 外出はできる限り控え、やむをえず移動する際にも公共交通機関の利用は避けてください。
- ・接触者は、新型コロナウイルス感染症の症状(発熱等)が出た場合、速やかに職場および接触者の居住地を管轄する保健所に報告をお願いします。

■健康観察の方法

<濃厚接触者>

- ・職場等は、濃厚接触者に発熱や呼吸器症状等の有無について、1日1回、電話やメール等により確認をお願いします。
- ※職場等は、濃厚接触者と保健所との連絡窓口になる担当者を置いてください。

<接触者>

- ・接触者は、業務開始前に発熱や呼吸器症状等の有無を職場等に報告をお願いします。

4 職場等の消毒

感染した社員等が触れた可能性のある場所を消毒してください。なお、症状のない濃厚接触者の接触物等に対する消毒は不要です。

■手で触れる共有部分の消毒

- ・物に付着したウイルスはしばらく生存(プラスチック等の表面で72時間まで)しますので、ドアの取っ手やドアノブなど共有部分を清拭消毒します。
- ・消毒薬はアルコール(70%)又は次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)を使用します。
- ・食器、箸・スプーンなどは、通常の洗浄でかまいません。

■トイレの消毒

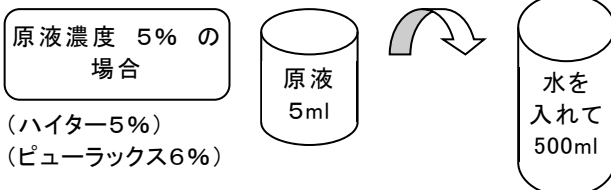
- ・感染した社員等が使用した使用後のトイレは、アルコール(70%)又は次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)による清拭をお願いします。

※国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」参考

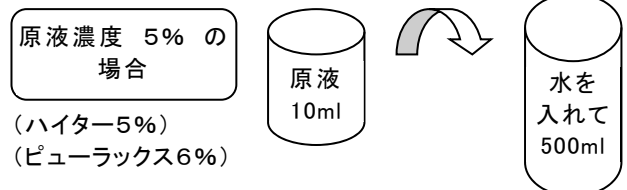
※市販の消毒液が無い場合は、以下の方法で消毒液を作ることができます。

次亜塩素酸ナトリウム(家庭用塩素系漂白剤)希釈液 ~500ml ペットボトルで作る場合~

0.05%(500ppm)の作り方



0.1%(1000ppm)の作り方



* 次亜塩素酸ナトリウム希釈液の安定性は比較的良好ですが、時間とともに効果が減弱しますので保管時は蓋をして早め(24時間以内)に使いきりましょう。

* ペットボトルを使用する場合は、**飲料と間違わないように明記し保管に注意すること。**

※ペットボトルのキャップ軽く1杯が、約5mlです。
※ペットボトルのキャップ軽く2杯が、約10mlです。

[注意点]

- ①消毒する際は手袋をします。
- ②室内の換気をします。
- ③金属腐食性あり。消毒後10分たったら水拭きします。
- ④消毒後は石鹼での手洗いと通常の手指消毒をします。
- ⑤希釈した消毒薬の保管場所に注意しましょう。
- ⑥出来るだけ早く(24時間以内に)使用しましょう。

<感染した社員の職種別対応>

対応 職種	疫学調査		(3)その他の対応 ※職場等が行う
	(1)初動調査 ※職場等は、以下を行います ※保健所の調査に協力する	(2)濃厚接触者の特定 ※職場等は、保健所へ特定に必要な情報提供を行う	
	調査対象	判断の基準	
内勤社員等	①感染した社員等と濃厚接触がある方・それ以外の接触のある方をリストアップ	・職場等内の接触者の座席、共有スペース等の調査(トイレ、更衣室、食堂等)	・職場等の消毒の実施 ・業務継続計画の検討
外勤社員等	・社員等の出勤状況の確認 ・執務環境の実態調査(配席状況等)	・外勤範囲、時間、訪問先の調査 ・外出手段(交通機関、バイク等)の調査 ・帰ってからの職場等内での行動の調査	・職場等の消毒の実施 ・訪問先、立ち寄り先、交通機関(タクシー)への情報提供 ・業務継続計画の検討
接客・来客担当社員等	・全員の健康状態の確認 ②体調不良者はマスクを着用して帰宅させるとともに、可能な限り(予約などの)来客者を特定。	・来客対応時の接触時間や状況(マスクの着用やアクリル板等パーテーションの設置の有無)の調査	・職場等の消毒の実施 ・業務継続計画の検討

※外勤の社員等が感染した場合など、他の企業等で接触した方がいる場合は、感染拡大防止のためにも当該企業への情報提供を行ってください。

※他の企業等の感染者と来訪等による接触があった(連絡を受けた)場合、当該接触者の健康観察を行い、発熱等の症状があれば、かかりつけ医にご相談をお願いします。

5 退院(退所)～仕事復帰

- ・感染した社員等の退院(退所)後4週間は、保健所が健康観察を行います。
- ・感染症法による入院勧告・就業制限は、退院(退所)により解除となります。
- ・仕事復帰については、退院(退所)による就業制限解除後は可能ですが、職場等は感染した社員等の体調等を考慮した上で、仕事復帰を決定してください。

※厚生労働省「退院基準に関するQ&A」参考

■退院に関する基準(厚生労働省通知抜粋)

- 1 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- 2 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

新型コロナウイルス感染症に関する相談について

・発熱症状のある方は、まずは身近な医療機関(地域の診療所・病院)にお電話ください。医療機関が指定した時間に診察し、医師の判断により新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの検査を行います。(または、検査のできる医療機関を紹介します。)夜間や医療機関が休みの時、かかりつけ医のいない方、日常生活における消毒方法等の一般的な衛生相談については「きょうと新型コロナ医療相談センター」(075-414-5487/365 日 24 時間、京都府・京都市共通)に連絡してください。

感染した社員等・ご家族の差別や偏見につながらないよう、
人権尊重・個人情報保護に御理解と御配慮をお願いします。